

令和5年第17回海老名市選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年11月4日（土）午前9時30分から
- 2 場 所 海老名市役所 7階 704会議室
- 3 出席委員 委員長 永江次夫
委員 杉山秀雄 佐藤政夫 中島賢太郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 内田局長、草薙係長、柳田書記
- 6 会議の案件
 - (1) 議案第88号 選挙人名簿に登録する者を定めること
 - (2) 議案第89号 期日前投票所を定めること
 - (3) 議案第90号 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を選任すること
 - (4) 議案第91号 期日前投票所の投票立会人を選任すること
 - (5) 議案第92号 期日前投票所を開く時刻の繰下げを決定すること
 - (6) 議案第93号 選挙運動費用の支出制限額を定めること

7 会議の記録

【議事日程について】

委員長 出席委員が4人であり、地方自治法第189条第1項の規定により会議が有効に成立している旨を告げる。

（午前9時22分 開会）

委員長 本日の日程について、事務局に説明を求める。

事務局 本日の日程について説明する。

（事務局、日程を説明）

委員長 日程について異議があるかを諮ったところ、異議がないので日程のとおり会議を進める旨を告げる。

委員長 議案第88号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第 88 号 選挙人名簿に登録する者を定めること】

事務局 公職選挙法第22条第3項の規定により選挙人名簿に登録する者の数であるが、男 57,945人、女 57,692人、合計 115,637人である。

選挙人名簿に登録する者の住所、氏名等であるが、公職選挙法第19条第3項の規定により、磁気ディスクにより調製したいものである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第 89 号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第 89 号 期日前投票所を定めること】

事務局 令和 5 年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及び海老名市長選挙における期日前投票所を定めたものである。

期日前投票所の建物の名称、所在地及び設置期間は議案書に記載のとおりであり、投票環境及びバリアフリー化向上の観点から海老名運動公園総合体育館会議室を門沢橋コミュニティセンター集会室に変更している。

また、ビナガーデンズパーチ 6 階総合待合は、前回の神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙時の期日前投票数約20%を占め、若い世代の方々の利用が多かったことから、開設期間を 6 日に延長している。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第 90 号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第 90 号 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を選任すること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及び海老名市長選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務の代理すべき者を選任したいものである。

なお、投票管理者実人数9名のうち、8名は前回も選任している。残1名については、市部長級職員OBであり、当日投票所での従事に十分な経験を有している。

また、職務代理者については、市の職員で係長相当職以上の者を選任している。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第91号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第91号 期日前投票所の投票立会人を選任すること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及び海老名市長選挙における期日前投票所の投票立会人を選任したいものである。

なお、投票立会人は、主に明るい選挙推進協議会の委員その他地域の方を選任しており、全員がこれまで投票立会人の経験がある。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第92号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第92号 期日前投票所を開く時刻の繰下げを決定すること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及び海老名市長選挙における期日前投票所を開く時刻を繰り下げたいものである。

期日前投票所の門沢橋コミュニティセンター集会室、北部公園体育館1階ラウンジ及びビナガーデンズパーチ6階総合待合において、開く時刻をそれぞれ30分繰り下げ、午前9時からとしたい。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第93号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第93号 選挙運動費用の支出制限額を定めること】

事務局 令和5年11月12日執行の海老名市議会議員選挙及び海老名市長選挙における選挙運動費用の支出制限額を定めるものである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

議案審議を終了とする。事務局から選挙時登録における報告を願う。

【選挙時登録における報告】

事務局 それでは報告する。

報告1 地方自治法第74条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

これは、条例の制定又は改廃の請求等をする際に必要な人数を定めたものであり、選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、2,313人となる。

報告2 地方自治法第76条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

これは、議会の解散請求等をする際に必要な人数を定めたものであり、選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、38,546人となる。

報告3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項等に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

これは、市町村の合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求等する際に必要な人数を定めるものであり、選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、19,273人となる。

【協議事項】

- ・開票宣言を行う選挙長の決定について
→ 杉山選挙長が行うこととなった。
- ・投票の効力の判断について
→ 一定の準備を図っていくこととなった。

【報告事項】

- ・立候補者予定者事前審査状況について
→ 11月1日に10月31日現在の状況をプレスリリースした。